（令和元年度震災復興特別交付税額の一部を令和二年度において交付する場合の算定方法等）

第七条　法附則第十二条第一項の規定により、法附則第十一条に規定する令和元年度震災復興特別交付税額の一部を令和二年度分の地方交付税の総額に加算して交付する場合における、地方団体に対して交付すべき震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額、交付時期及び交付額並びに震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還については、別に省令で定める。

（意見の聴取）

第八条　普通交付税に関する省令第五十五条の規定は、法附則第十五条第四項において準用する法第二十条第一項及び第二項の規定による意見の聴取について準用する。

別表

一
（一）　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第十四条第二項の規定による負担金
（二）　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項の規定による負担金
（三）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第五条の規定による負担金
（四）　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第一項の規定による負担金
（五）　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十条第一項の規定による負担金（三陸沿岸道路整備事業又は相馬福島道路整備事業に係るものに限る。）
（六）　道路法第五十条第二項の規定による負担金
（七）　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二十六条第一項の規定による負担金
（八）　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六十条第一項の規定による負担金（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける災害復旧事業に係るものに限る。）
（九）　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項又は第十一条第四項の規定による負担金
（十）　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第五条の規定による負担金
（十一）　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条第一項の規定による負担金
（十二）　東日本大震災復興特別区域法第五十六条第九項の規定による負担金
（十三）　福島復興再生特別措置法第十条第四項（同法第十七条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項（同法第十七条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第四項（同法第十七条の十三第二項において準用する場合を含む。）又は第十六条第五項（同法第十七条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定による負担金

（平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部を平成三十二年度において交付する場合の算定方法等）

第七条　法附則第十二条第一項の規定により、法附則第十一条に規定する平成三十一年度震災復興特別交付税額の一部を平成三十二年度分の地方交付税の総額に加算して交付する場合における、地方団体に対して交付すべき震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額、交付時期及び交付額並びに震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還については、別に省令で定める。

（意見の聴取）

第八条　普通交付税に関する省令第五十五条の規定は、法附則第十五条第四項において準用する法第二十条第一項及び第二項の規定による意見の聴取について準用する。

別表

一
（一）　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第十四条第二項の規定による負担金
（二）　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項の規定による負担金
（三）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第五条の規定による負担金
（四）　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第一項の規定による負担金
（五）　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十条第一項の規定による負担金（三陸沿岸道路整備事業又は相馬福島道路整備事業に係るものに限る。）
（六）　道路法第五十条第二項の規定による負担金
（七）　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二十六条第一項の規定による負担金
（八）　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六十条第一項の規定による負担金（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける災害復旧事業に係るものに限る。）
（九）　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項又は第十一条第四項の規定による負担金
（十）　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第五条の規定による負担金
（十一）　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条第一項の規定による負担金
（十二）　東日本大震災復興特別区域法第五十六条第九項の規定による負担金
（十三）　福島復興再生特別措置法第十条第四項（同法第十七条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項（同法第十七条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第四項（同法第十七条の十三第二項において準用する場合を含む。）又は第十六条第五項（同法第十七条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定による負担金